

事務連絡
令和8年1月26日

各都道府県教育委員会都道府県立学校担当課
各都道府県教育委員会市区町村立学校担当課 御中
各都道府県知事部局学校法人担当課

文部科学省初等中等教育局教育課程課

理科教育設備整備費等補助金（設備整備）の交付申請予定に関する書類提出（令和8年度事業計画、令和9年度事業計画見込み）及び理科教育等設備台帳等の整備について（依頼）

文部科学省は、学校における理科及び算数・数学に関する教育（以下「理科教育」という。）の振興を図るため、理科教育振興法に基づき、公立及び私立の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等の設置者（地方公共団体及び学校法人）に対して、理科教育を実施するための設備の整備事業行う場合、国の予算の範囲内でその経費の一部を理科教育設備整備費等補助金（以下「補助金」という。）で補助しており、令和8年度予算案においては約17.2億円を計上しているところです。

つきましては、下記を参照の上、（1）令和8年度の事業計画、（2）令和9年度の事業計画を提出いたぐとともに、各学校において（3）理科教育等設備台帳等を整備いたぐよう周知をお願いします。

地方公共団体におかれましては、次に掲げる表のとおり、周知をお願いいたします。

宛先	周知先
都道府県教育委員会都道府県立学校担当課	所管の学校
都道府県教育委員会市区町村立学校担当課	各学校を設置する域内の市区町村教育委員会担当課
都道府県知事部局学校法人担当課	所轄の学校及び学校法人等

記

（1）令和8年度の事業計画について【令和8年度に交付を希望する場合は必須】

理科教育設備整備費等補助金（設備整備）について、交付決定（予定日：6月15日）を行うにあたり、事業計画について以下のとおり提出をお願いします。

1. 提出物・提出期日

＜提出物＞

- ① 別紙 令和8年度理科教育設備整備費等補助金（設備整備）事業計画一覧
- ② 別表 令和8年度理科教育設備整備費等補助金（設備整備）補助事業者一覧

＜提出期日＞

令和8年2月27日（金）

2. 提出方法

＜ファイル名＞

格納時のファイル名は以下のとおりにすること。

「都道府県番号+都道府県名（公立分 or 私立分 or 公大分）_令和8年度事業計画【設備整備】（別紙・別表）」

例：01 北海道（公立分）_令和8年度事業計画【設備整備】（別紙・別表）

＜提出先＞

以下リンク先に提出ファイルを格納すること。

[【260227〆_令和8年度事業計画提出先（設備整備）】](#)

3. 作成にあたっての留意点

＜記載方法・様式等について＞

- ① 公立学校分、私立学校分に分けて作成してください。なお、都道府県立・市区町村立学校は公立学校分として取りまとめて作成してください。
※公立学校分は都道府県立分を最初に記載し、その後ろに市区町村立分を記載してください。
- ② 義務教育学校及び中等教育学校については、前期課程と後期課程に分けて作成してください。また、連携型及び併設型の場合は、それぞれ学校種別ごとに作成してください。
- ③ 開校予定の学校については、開校前年度は補助事業の対象になりません。例えば、令和9年度開校予定の学校の場合、令和8年度事業での申請はできません。
- ④ 様式は変更せず、必ず今回提供する様式を使用してください。

＜補助対象経費の算定における留意点＞

- ① 補助対象とする経費は、各地方公共団体又は学校法人が購入のため業者に支払う経費です。（各地方公共団体の条例等に基づいて物品を一括購入し、その購入価格に一定率を上乗せしている場合は、上乗せ額は補助対象経費から外してください。）
- ② 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校の小学部については、取得価格が1組1万円未満の設備、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校の中学部については1組2万円未満の設備、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校の高等部については取得価格が1組4万円未満の設備は、補助対象経費に含めることができません。
- ③ 学校ごとの補助対象経費は、交付要綱に定める1校あたりの基準金額を限度としてください。
- ④ 補助対象経費となる経費は交付決定以降のものに限られるので、整備にあたっては十分注意してください（交付決定前に購入契約等を行った場合は補助対象外となります。）
- ⑤ 事業計画の記入にあたっては、各様式の注意書き等に十分留意してください。
- ⑥ 事業計画額の総額2分の1（ただし沖縄県については4分の3）を乗じた額が予算額を超える場合には、予算額の範囲内で内定額を決定いたします。
- ⑦ 最重点・重点設備の金額については、令和5年度から事業計画時、交付申請時、実績報告時にご報告いただくこととしました。その時点で分かる範囲で差し支えございませんので、記載してください。

＜見積書等の添付について＞

- ① 1校あたりの補助対象経費が200万円以上の場合については、見積書等の整備内容資料（購入予定の商品名、価格、数量の分かるもの）を別途メールにて送付してください。
- ② 取得価格が、小学校及び特別支援学校の小学部並びに中学校及び特別支援学校の中学部については1組25万円以上、高等学校及び特別支援学校の高等部については1組50万円以上の備品の購入を予定している場合には、設備の仕様や性能が分かるカタログの写し等の資料を別途メールにて送付してください。

4. 今後のスケジュール

事業スケジュール等を含め内容につきましては、令和8年度予算成立前のため、変更が生じる場合があることをご承知おきください。

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| 2月27日（金） | 令和8年度事業計画 提出期限 |
| 3月下旬 | 内定（予定） |
| 5月13日（水） | 交付申請書 提出期限（予定）
令和9年度事業計画見込み 提出期限 |
| 6月15日（月） | 交付決定（予定） |

(参考) 理科教育設備整備費等補助金の制度について

以下 URL に本事業の関連資料を掲載しています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/rikasansuu/index.htm

（2）令和9年度の事業計画について【令和9年度に整備を予定している場合は必須】

理科教育設備整備費等補助金の令和9年度概算要求に向けた基礎資料とするため、令和9年度に補助を希望する貴都道府県内公立学校及び私立学校の事業計画見込みについて、以下のとおり提出をお願いします。

1. 提出物・提出期日

＜提出物＞

- ① 別紙 令和9年度理科教育設備整備費等補助金（設備整備）事業計画見込み一覧
- ② 別表 令和9年度理科教育設備整備費等補助金（設備整備）補助事業者一覧

＜提出期日＞

令和8年5月13日（水）

2. 提出方法

＜ファイル名＞

格納時のファイル名は以下のとおりにすること。

「都道府県番号+都道府県名（公立分 or 私立分 or 公大分）_令和9年度事業計画見込み【設備整備】」
例：01 北海道（公立分）_令和9年度事業計画見込み【設備整備】

＜提出先＞

以下リンク先に提出ファイルを格納すること。

[【260513〆_令和9年度事業計画見込み提出先（設備整備）】](#)

（3）理科教育等設備台帳等の整備について【全設置者及び学校】

理科教育設備については、児童生徒が充実した観察・実験等を安全に行うため、耐用年数等を確認しながら、現有設備を適切に管理することとともに、計画的に廃棄、更新を行っていくことが重要です。

とりわけ、現在、中央教育審議会において学習指導要領の改訂に関する議論が進められており、次期学習指導要領を見据えた設備の計画的な整備を検討する上でも、現有設備の状況を正確に把握し、適切に管理することがこれまで以上に重要となっています。

(参考1) 中央教育審議会理科ワーキンググループにおいて、観察・実験や科学的な探究学習の充実とともに、基礎的な概念の確実な習得のために必要となる器具・機器の整備・更新や、デジタルデバイス・教材の活用の促進についても、議論されています。

(参考2) 各学校種において効果的な指導が行われるために必要になると考えられる設備については「理科教育等設備基準改訂のための検討会 報告書」においてまとめられています。

(今後の理科教育等設備の整備の在り方について（平成31年4月、改訂：令和3年5月）)

各設置者及び各学校においては、理科教育等設備台帳等（※）を整備した上で、それらを活用し、現有設備を適切に管理いただくとともに、計画的・効果的な更新をお願いします。

その際、文部科学省では、理科教育等設備台帳について、加工可能なエクセルデータをホームページに掲載していますのでご活用ください（※）。

なお、令和7年度（令和7年3月31日時点）の理科教育等設備台帳等及び設備の整備状況については、令和8年度夏頃に調査を実施し、各学校の整備状況を把握するとともに、令和9年度以降の概算要求等に向けた基礎資料として活用させていただく予定です。（調査は、補助金を活用して整備した設備に限らず、理科教育に必要な設備全体の整備状況について実態を把握する予定です。）

（※補足）

○理科教育等設備台帳等について

理科教育等設備台帳等とは、本事務連絡においては、理科教育等設備台帳とそれに代替する備品台帳等を指します。

理科教育等設備台帳については、理科教育設備整備費等補助金の交付を受ける際に作成を義務付けているものです。なお、地方財政法第8条では、地方公共団体の財産について、常に良好な状態で効率的に管理・運用することが定められており、各学校では、設置者が定める備品管理規則等に基づき、学校保有の備品に関する台帳（以下「備品台帳等」という。）を作成されているものと承知しています。そのため、次の条件をいずれも満たしている場合、各学校において備えられる備品台帳等に代えることができることとしています。

- ①文部科学省が定める理科教育等設備台帳の総括表を使用すること。
- ②理科設備及び数学設備を抽出できること。
- ③上記により定める設備表の全ての項目が抽出できること。

○理科教育等設備台帳の様式について

以下URLに様式を掲載しています。

[理科及び算数・数学教育のための設備の整備：文部科学省](#)

当該補助金の申請及び設備の御購入にあたり、補助制度や補助対象となるかどうか等について疑問や不明な点、確認したいこと等がございましたら、遠慮なく担当までお問い合わせください。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教育課程課

庶務・助成係（大村、水上（※主担当））

電話：03-5253-4111（内線：2425）

Eメール：kyozai@mext.go.jp